

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
長洲町	長洲・梅田地区(長洲・梅田)	令和4年3月17日	令和6年2月20日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	93.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	65.2ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	40.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	19.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	18.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.9ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、37.9ha多く、後継者・担い手が不足していることが課題であり、新たな農地の受け手の確保が必要。また、1筆あたりの圃場面積が小さく、集約化が図れていない。また、農道の管理についても多数の課題を抱えている(道幅が狭く大型機械が通れない・除草されていない・でこぼこ・排水路が土など)。長洲地区においては住宅地付近の農地は苦情が多い(トラクターの泥・草の焼却による煙など)。</p>

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>長洲地区は、比較的農地が狭いため、個人農家を中心に地区内外を問わず担い手を確保していく。</p>
<p>梅田地区は、地区内を中心とした法人化を目指し、農地の集約化を図る。</p>

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積 (5年後)	経営面積 (10年後)	農業を営む範囲
認農	A	水稻、麦	1.4 ha	水稻、麦	2.4 ha	3.4 ha	長洲・梅田
認農	B	水稻、麦、野菜	7.6 ha	水稻、麦、野菜	7.6 ha	5.0 ha	長洲・梅田
認農	C	水稻、麦、大豆	3.8 ha	水稻、麦、大豆	6.0 ha	4.0 ha	長洲・梅田
認農	D	水稻、麦、大豆	3.0 ha	水稻、麦、大豆	3.0 ha	3.0 ha	長洲・梅田
認農	E	水稻、麦、大豆	6.8 ha	水稻、麦、大豆	6.8 ha	4.0 ha	長洲・梅田
認農	F	水稻、麦	3.8 ha	水稻、麦	2.0 ha	1.0 ha	長洲・梅田
認農	G	ミニトマト	2.0 ha	ミニトマト	1.8 ha	1.5 ha	長洲・梅田
認農	H	ミニトマト	0.8 ha	ミニトマト	0.8 ha	0.8 ha	長洲・梅田
認農	I	ミニトマト	0.7 ha	ミニトマト	0.7 ha	0.7 ha	長洲
認農	J	水稻	0.6 ha	水稻	0.6 ha	0.6 ha	梅田
認農法	K	野菜	3.2 ha	野菜	6.0 ha	10.0 ha	長洲・梅田
認農	L	水稻、麦	5.3 ha	水稻、麦	10.0 ha	10.0 ha	長洲
認農	M	水稻、麦	1.1 ha	水稻、麦	2.0 ha	2.0 ha	長洲・梅田
計	13人		40.1 ha		49.7 ha	46.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>【農地の集約化に関する方針】 畔をなくして農地利用の効率化を図る。 梅田地区については、法人化を目指しつつ、集約化を図る。 地権者へ周知し、集約化に対する理解を深めていく必要がある。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていくとともに、機構集積協力金の活用を検討する。</p>
<p>【法人化に関する方針】 梅田地区においては、法人化を目指すために、中心となるキーマンの選出が必要。また、収益の上がる法人を作るために、初期投資・運転資金の確保の他、新たな作物の導入を検討する必要がある。</p>
<p>【補助金等の活用に関する方針】 補助金を活用して農業用機械や先進技術の導入による省力化・経費削減を図り、収益力強化を目指す。</p>

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。